

2

金融・証券税制

(1) 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する
税率の特例の見直し★

上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)が、平成23年12月31日まで3年間延長されます。

(2) 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例の延長★

上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率(特別徴収税率)に対する10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例について、平成22年12月31日まで1年間延長されます。

(3) 国内に恒久的施設を有しない非居住者又は内国法人若しくは外国法人に対して支払う上場株式等の配当等に係る7%軽減税率の特例が平成23年12月31日まで2年間延長されます。

(4) 源泉徴収選択口座における源泉徴収税率の特例の延長

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における源泉徴収税率(特別徴収税率)に対する10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例が1年間延長されます。

(5) 少額の上場株式等投資のための非課税措置を平成22年度税制改正において創設★

金融所得課税の一体化の取り組みの中で「貯蓄から投資へ」の流れを促進する観点から、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る10%軽減税率が廃止され20%本則税率が実現する際に、以下を骨子とする少額の上

場株式等投資のための非課税措置が創設されます。

① 居住者等(満20歳以上の者に限る。)は、金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設できるものとする。

② 非課税口座とは、本措置の施行の日から5年内の各年において開設する③の非課税措置の適用を受けるための口座(一の年につき一口座に限る。)で、その口座を開設した日からその年12月31日までに取得をする上場株式等(その取得対価の額の合計額が百万円に達するまでのもの

に限る。)のみを受け入れることとされているものをいう。

③ 非課税口座において当該口座を開設した日の属する年の1月1日から10年内に生ずる上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対しては、所得税及び住民税を課さない。

3

国際課税

わが国の企業が海外市場で獲得する利益の国内還流に向けた環境整備のため、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当の95%について親会社の益金不算入とする制度が導入されます。

※外国子会社とは、内国法人が外国法人の発行済株式等の25%以上を、配当等の支払義務が確定する以前6月以上引続き直接有している場合におけるその外国法人をいう。

